

慶弔規程

1. 目的

この規程は、株式会社サンキで就労している人を対象とした慶弔時の互助を目的とする。

本規定は、2009年1月1日より施行とする。

2. 適用範囲

この規程の適用範囲は、株式会社サンキで就労しているものとする。

①集金の対象者

・株式会社サンキの役員・社員は500円/月とする。

(試用期間中の者は、徴収しないこととする。)

・株式会社サンキのパート・アルバイトは250円/月とする。

(パート・アルバイトは契約期間が半年以上の者とする。)

※上記徴収額は変更することがある。

②出金対象者

・株式会社サンキの役員・社員・パート・アルバイトとする。

・所属長が認めた方

3. 慶弔規程

①結婚祝い(原則1回)

②出産祝い

③成人祝い

④香典・生花

⑤お見舞い

別紙一覧表参照

4. その他

①お見舞金・規格外支出については、役員・部署長によりその都度対応する。

②出納簿を作成し、閲覧可能な状態にする。

③お返しは無とする。

④試用期間中に慶弔規定に該当した場合は、規程額の1/3の互助とする。

⑤試用期間終了後、試用期間を含め6ヶ月を経過しない者については、規程額の1/2の互助とする。